

新型コロナウイルス感染症

医療機関を受診する前に
下記のセンターへご相談を！

右の症状があるときは
すぐにご相談ください

- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすいかた(※)で、比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患があるかたや透析を受けているかた、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかた。なお、妊娠中のかたも、念のため早めにご相談ください。
- ③上記「①」「②」以外のかたで、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上続いている場合は必ずご相談を)

あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター) *いずれも通話料がかかります。

☎(866)7050<24時間対応> ☎0570-011-567<8:00~17:00> ☎(895)9176<8:00~17:00>

体調不良の
ときは外出を
控えましょう

発熱や咳などの症状があるかたは、新型コロナウイルスに限らず、周りのかたへ感染させないように受診以外の外出は控え、自宅で安静にしましょう。やむを得ず外出する場合は、マスクを着けるなどの咳エチケットや手洗い、3密(密閉・密集・密接)にならないようにするなど、感染対策を心掛けましょう。



2・3ページに掲載した内容は、10月2日現在の情報です。最新情報は、市ホームページなどでご確認ください。
〈広報ID番号 1024884〉
: 広報ID番号は、市ホームページ画面上での検索の際に入力してください

収入が減少した 中小事業者などの 固定資産税を軽減します

新型コロナウイルスの影響により、一定の事業収入の減少があった中小事業者などに対し、事業用家屋および償却資産に係る令和3年度分の固定資産税を軽減します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1026323
〔問い合わせ〕 資産税課

家屋担当 ☎(888)5479
償却資産担当 ☎(888)5480

■ 対象

- 今年2月から10月までの、任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間と比べて30%以上減少していて、次の①~③のいずれかを満たす事業者
- ① 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(大企業の子会社は除く)
 - ② 資本金または出資金を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1千人以下の法人
 - ③ 常時使用する従業員の数が1千人以下の個人

■ 事業収入の減少割合と軽減割合

- ▼ 30%以上50%未満減少 ⇒ 2分の1
- ▼ 50%以上減少 ⇒ 全額

■ 申し込み

市役所2階の資産税課にある申告用紙(市ホームページからもダウンロード可)に必要書類を添付の上、来年1月4日(月)から2月1日(月)までに提出してください。申告用紙の郵送をご希望のかたは、ご連絡ください
* 軽減を受けるには、認定経営革新等支援機関等に確認を受けた、秋田市で定める「特例措置に関する申告」の提出が必要で、申告の際には、確認を受けるために添付した書類の写しも一緒に提出してください。
* 償却資産の軽減を受ける場合は、償却資産申告書も併せて提出をお願いします。

認定経営革新等支援機関等 ⇒ 専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関。商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士などがおもな認定支援機関として認定されています。

生産性向上特別措置法に基づき、導入した固定資産税の特例を受けられる設備に事業用家屋と構築物が追加されました

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受け、固定資産税の特例を受けることができる設備に、事業用家屋と構築物が追加されました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。☎(888)5728

◆ 広報ID番号 1015799

令和2年度 「新成人のつどい」を 来年夏に延期します

開催日▶来年8月15日(日)
会場▶県立武道館(新屋町)

来年1月10日(日)に開催を予定していた「新成人のつどい」は、新型コロナウイルスの影響により、新成人のみなさんの安全を最優先に考え、開催を延期します。

なお、詳細は、改めて広報あきたなどでお知らせします。

令和4年度以降も 20歳を対象に 開催します

成年年齢が引き下げとなる令和4年度以降も、秋田市では、現行の「新成人のつどい」と同様に20歳になるかたを対象として、式典を開催します。

問い合わせ▶生涯学習室☎(888)5810



公共交通などへの事業者へ 支援金を交付します

今年9月1日現在で、市内に主たる事務所(営業所)を有する路線バス、タクシー、自動車運転代行事業者を対象に、新型コロナウイルスの感染対策に対する支援金を交付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
◆広報ID番号 1007422

■対象車両と1台あたりの交付額

- ①市内の営業所に配置されている路線バス、高速バス、リムジンバス車両▶2万円
- ②タクシー車両▶1万円
- ③自動車運転代行業の随伴用車両▶1万円

■申し込み

市役所4階の交通政策課にある申請書(市ホームページからもダウンロード可)に必要書類を添付の上、11月30日(月)までに、原則郵送で左記へ提出してください。
〒010-8560 秋田市役所交通政策課

秋田市飲食店 応援クーポンの 引換期限は10月31日(土)



飲食店応援クーポンの引き換えや利用については、専用ウェブサイトで引換券に記載している内容をご確認ください。申し込みしたかたで、引換券がまだ届いていない場合はコールセンターへお問い合わせください。
利用期限は来年2月28日(日)。
みなで市内の飲食店を応援しましょう！

■専用ウェブサイト

<https://premium-gift.jp/akita-coupon/>

「問い合わせ」飲食店応援クーポンコールセンター☎(803)68588
(午前10時〜午後5時)



↑こちらでも

ひとり親世帯のかたへ 臨時特別給付金を 支給します



新型コロナウイルスの影響により、子育ての負担増加や収入の減少などが生じているひとり親世帯へ、臨時特別給付金を支給しています。

児童扶養手当を受給しているかた以外でも対象となる場合があります。申請期限は来年2月26日(金)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
◆広報ID番号 1025702
「問い合わせ」子ども総務課
☎(888)5997

■給付額(対象によって異なります)

基本給付▶1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円(このほか追加給付もあります)

■申し込み

市ホームページの申請要領をよくご覧の上、原則郵送で左記へ提出してください。

〒010-8560 秋田市役所子ども総務課

今年の年末調整等説明会は、新型コロナウイルスの感染防止のため中止します

年末調整に関する各情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

秋田南税務署☎(832)4121

秋田北税務署☎(845)1161

(音声案内に従い「2」を選択)